

論説

2016・9・8

立憲・非立憲の戦いだ



もし「人権を奪う法案」が国会で可決されたらどうなるか……。たとえ多数決でも人権は奪えないと考えるのが立憲主義である。憲法に明記すれば、人権は守られる。どんな政治権力も暴走する危険があるから、憲法の手で制御しているのだ。

ちょうど百年前、一九一六年に京都帝大の憲法学者佐々木惣一が「立憲非立憲」という論文を発表した。「違憲ではないけれども、非立憲だとすべき場合がある」という問題を提起したのだ。人権を奪う法案のたゞえは、非立憲そのものだ。国民主権も多数決で奪えない。平和主義もまたそのような価値である。

民意を背景にした政治権力でも間違つことがあるから憲法で縛りをつける。過半数の賛成も間違つことがある。だから多数決は万能ではないと考えるわけだ。

対極が専制主義である。佐々木は「第十八世紀から十九世紀にかけての世界の政治舞台には、専制軍に打勝た立憲軍の一大行列を眺めた」と記した。専制軍とはフランス王制、立憲軍とは人権宣言などを示すのだらう。佐々木が心配した「非立憲」の勢力が、何と現代日本に跋る。

集団的自衛権行使を認める閣議決定はクーデターとも批判され、安全保障法制は憲法学者の大半から違憲とされた。憲法を無視し、敵視する。そして改憲へと進む。民意で選ばれた政治権力であっても、専制的になりうることを示しているのではないだろうか。

緊急事態条項を憲法に新設する案が聞えてくる。戦争や自然災害など非常事態のとき、国家の存立を維持するために、憲法秩序を停止する条項だ。奪われないはずの人権も自由も制限される。

他国にはしばしば見られるのに、なぜ日本国憲法にこの規定がないか。七十年前に議論された。一九四六年七月の帝国議会で「事変の際には（権利を）停止する」必要性をいう意見が出た。新憲法制定の担当大臣である金藤徳次郎はこう答弁した。

「精緻なる憲法を定めましても口実を其処に入れて又破壊せられる虞絶無とは断言し難い」
緊急事態という口実で、憲法が破壊される恐れがあると指摘したのだ。戦前の旧憲法には戒厳令などがあつた。ヒトラーは非常事態を乱用して独裁を築いた。「立憲」を堅持しないと、権力はいろいろな口実で、かじがえのない人権を踏みにじりかねない。